

の除徒の内紛を誹諷するの不利を説き、龍記の如き調停案を示して和解を
從通したれば兩名より異議なく之れを承認し、自治會は十月二十九日の中央
委員會に於て之れを承認し紛糾三ヶ月漸く解決した。

調停案の内容

1. 大自治會日中心主義の統制を尊重すること、
2. 政黨問題は自治會の統制を紊亂せざる範圍に於て自由問題
とする事。
3. 自動車部及び電車部四名の除名者は新入會を承認する。但し
納會費即納のこと。
4. 北田一郎を新に書記として採用すること。
但し書記としての事務に止まり他に干渉せざること。
5. 島上圭吾五郎の問題は総聯盟の決議に一任すること。

以上